

将来、子どもを産み育てることを望む
がん患者さんご家族へ



兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の 妊孕性温存療法助成事業 のごあんない

兵庫県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期及び若年のがん等の患者さんが希望をもってがん治療を等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に要する費用の一部を助成しています。

妊孕性とは、男性・女性を問わず「妊娠するための機能、妊娠する能力」のことを言います。がん治療（抗がん剤や放射線療法）などの副作用により、主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下又は失われる場合があります。このため、がん治療の前に胚（受精卵）、未受精卵子、卵巣組織、精子を採取し、長期的に凍結保存するものです。

助成の対象になる方

————— 以下の要件を全てに満たす方が対象になります —————

- (1) 申請時に兵庫県に住所を有する方
- (2) 指定医療機関(※)において実施された対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の方
- (3) 対象となる原疾患の治療を受ける方

- ・「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊孕性低リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
- ・長期間の治療によって卵巣予備機能の低下が想定されるがん疾患:乳がん(ホルモン療法)等
- ・造血幹細胞移植が実施される非がん疾患:再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
- ・アルキル化剤が投与される非がん疾患:全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎、皮膚筋炎、ベーチェット病等

- (4) 対象となる原疾患治療により妊孕性が低下するおそれがあり、原疾患の担当医と、妊孕性温存療法の担当医師の両者が認めた方
- (5) 小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存研究促進事業への研究に参加することに同意される方
※専用アプリをダウンロードし、登録する必要があります。
- (6) 本事業の助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない方

※ 指定医療機関以外で実施した場合は、助成対象になりません。

医療機関の指定状況は、[兵庫県ホームページ](#)でご確認ください。

助成上限額

妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用が対象です。入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。詳しくは、兵庫県ホームページでご確認ください。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
① 胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
② 未受精卵凍結に係る治療	20万円
③ 卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植含む)	40万円
④ 精子凍結に係る治療	2万5千円
⑤ 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

助成回数

通算2回 まで (異なる治療を受けた場合であっても通算2回まで)

申請に必要な書類

妊孕性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内(3月末まで)に申請してください。

※ 妊孕性温存療法実施後、期間を置かずにかんなどの原疾患治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。

【申請書類】

- ① 兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業参加申請書(様式第1-1号)
※ 申請者が記載してください。妊孕性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄は親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
※ 両者の続柄が記載された住民票、未成年後見人を証明する書類の写し等の添付が必要です
- ② 兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業に係る証明書(様式第1-2号 妊孕性温存治療実施医療機関)
- ③ 兵庫県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業に係る証明書(様式第1-3号 原疾患治療実施医療機関)
- ④ 住民票(個人番号の記載のないもの)等(住所と生年月日が確認できるもの)
- ⑤ 債権者登録書(助成金の振込先口座の登録書)

申請書類などの詳細は、県ホームページでご確認ください。



兵庫県 妊孕性温存治療



【問い合わせ先】

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課

電話：078-341-7711(内線3231)

メール：shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp